

原 議 保 存 期 間 1 年
(令 和 4 年 3 月 3 1 日 まで)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参 考 送 付 先)
警 察 大 学 校 生 活 安 全 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 保 発 第 1 8 8 号
令 和 2 年 1 0 月 3 0 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 保 安 課 長

熊等が住宅街に出没した場合における警察官職務執行法第4条第1項を適用した対応について（通知）

熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危害を加える事案が全国で多数発生している。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第38条の規定により、日出前及び日没後並びに住居集合地域等における銃猟が禁止されているところ、熊等の住宅街への出没により現実的・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し猟銃を使用して住宅街に現れた熊等を駆除するよう命ずることができるところである。また、警察官よりも先にハンターが現場に臨場する事態も想定されるところ、当該ハンターの判断により、緊急避難（刑法第37条第1項）の措置として熊等を猟銃を使用して駆除することも行い得るところである。

警職法上の解釈については、「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」（平成24年4月12日付け警察庁丁保第43号ほか）で明確にしたところ、令和元年中に警職法第4条第1項を適用した対応は37件あり、その中には、各都道府県警察の参考になるものがある。

今般、これらの適用事例等を基に、同項を適用した対応に関する留意事項等についてまとめ、別添資料を作成したので、事案対応上の参考とされたい。

（別添）熊等が住宅街に出没した場合における警察官職務執行法第4条第1項を適用した対応について（令和2年10月警察庁生活安全局保安課）

令和2年10月

熊等が住宅街に出没した場合における警察官職務
執行法第4条第1項を適用した対応について

警察庁生活安全局保安課

はじめに

熊等が住宅街に現れ、人に危害を加える事案が多発しています。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第38条により、日出前及び日没後並びに住居集合地域等における銃猟が禁止されているところ、熊等の住宅街への出没により現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し猟銃を使用して住宅街に現れた熊等を駆除するよう命ずることができる。また、警察官よりも先にハンターが現場に臨場する事態も想定される。ハンターの判断により、緊急避難（刑法第37条第1項）の措置として熊等を猟銃を使用して駆除することも行い得るところです。

「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」（平成24年4月12日付け警察庁丁保発第43号ほか。以下「平成24年通達」という。）では、この法律上の解釈を明確にしたところですが、令和元年中、警職法第4条第1項を適用した対応は、1道1府13県の合計37件となっており、その中には、各都道府県警察の参考になるものもあります。

今回、これらの適用事例等を基に、同項を適用した対応に関する留意事項等をまとめましたので、事案対応上の参考としてください。

なお、本資料は、関係者の実務に役立てるよう、随時内容を更新していくことを予定していますので、疑問点やお気づきの点等がある場合は、ご連絡ください。

〔目次〕

はじめに	1
第1 警職法第4条第1項について（平成24年通達から抜粋）	2
1 概要	2
2 解釈	2
3 結論	3
第2 警職法第4条第1項を適用した対応について	4
1 平時の備え	4
2 熊等の出没後の対応	6
3 ハンターによる緊急避難の措置としての駆除	10
第3 令和元年中における警職法第4条第1項の適用状況について	12
1 都道府県別	12
2 対象鳥獣別	12
3 月別	13
4 場所別	13
5 銃種別	14

第1 警職法第4条第1項について（平成24年通達から抜粋）

1 概要

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある狂犬、奔馬の類等の出現等危険な事態がある場合において、特に急を要する場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができるものと規定されています。

警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)

(避難等の措置)

第4条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急速を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2 解釈

(1) 狂犬、奔馬の類等の出現

「狂犬、奔馬の類等の出現」とは、動物園から逃げ出した猛獣、人を襲うおそれのある野犬等の人の支配の及ばない状態にある動物の出現とされているところ、住宅街に熊が現れた場合も該当するものと解されます。

(2) 危害防止のため通常必要と認められる措置

「危害防止のため通常必要と認められる措置」については、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態に応急的に対処するためのものであり、現実の危害を防止する上で必要最小限度のものに限られるものとされているところ、住宅街に熊が現れた場合、周辺の人々を安全な場所に避難させた上で、熊を猟銃で駆除することも当該措置に該当するものと解されます。

(3) その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

「その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者」とは、事物の管理者等事態収拾に責任がある者だけでなく、危害防止に協力し得る者が含まれることから、猟銃の扱いに熟達したハンターも該当するものと解されます。

3 結論

警職法第4条第1項の活用により熊の駆除を積極的に推進できるとまでは言えませんが、現実・具体的に危険が生じ特に急速を要する場合には、**警職法第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し猟銃を使用して住宅街に現れた熊を駆除するよう命じることは行い得るものと解**されます。

〔注1〕

現実・具体的に危険が生じ特に急を要する状況であれば、**熊以外の動物（野生動物であるか否かを問わない。）**であっても警職法第4条第1項を適用することは可能です。

〔注2〕

なお、ハンターが警職法第4条第1項に基づく警察官による命令に忠実に従い、危害防止のため通常必要と認められる措置として猟銃により当該熊等を駆除することについては、**当該ハンターが刑事責任を問われることはない**と解されます。

第2 警職法第4条第1項を適用した対応について

事案の発生が予想される都道府県警察においては、以下のフェーズに応じ、対策をとることが必要となります。

1 平時の備え

(1) 関係機関・団体と連携した体制整備

ア 事案発生時に適切な対応が行われるためには、あらかじめ都道府県警察、都道府県、市町村、猟友会等の間で連絡窓口を設定するなど、**関係機関・団体と連携**を図ることが極めて重要です。

イ 具体的には、

- 関係機関・団体による会議の開催
- 都道府県等によるマニュアル等の作成

等により、**連絡体制の整備、役割分担の明確化等**を図ります。

連絡体制の整備に当たっては、**夜間・休日の連絡体制**にも配慮することが必要です。

ウ 事案発生時には、猟銃を発射する周囲の安全を確保するためにも、関係機関等と連携し、交通の規制、周辺住民の避難・誘導、学校への連絡などを行うこととなりますが、平時の段階から、あらかじめ**地域住民の方々に対し、熊を目撃した場合の連絡先や対応方法等について周知しておく**ことも、都道府県等と話し合いの上、措置しておく必要があります。

エ 警職法第4条第1項の適用場面においては、緊急性・危険性の高い状況であることが想定されますので、平素から、現場臨場する可能性がある警察官、ハンター等との間で「**顔の見える関係**」を築いておくことがとても重要となります。

〔関係機関・団体による会議の開催（例）〕

- 全振興局に地域協議会を設置（北海道）
- ツキノワグマ被害防止連絡会議の開催（青森県）
- 地区管理協議会の開催（岩手県）
- 総合クマ対策推進チーム会議・ツキノワグマ出沒に係る連絡会議の開催（山形県）
- 栃木県鳥獣対策本部会議・地域鳥獣被害対策連絡会議の開催（栃木県）
- ツキノワグマ出沒対応に係る担当者会議の開催（神奈川県）
- 新潟県鳥獣被害対策本部会議・鳥獣被害対策連絡会議の開催（新潟県）
- 野生動物被害防止対策会議・ツキノワグマ緊急対策会議の開催（富山県）
- ツキノワグマ出沒対策連絡会の開催（福井県）

〔都道府県等によるマニュアル等の作成（例）〕

- 「ツキノワグマが住宅街に現れた場合の警察官職務執行法の適用による捕獲対応マニュアル」（富山県）
- 「石川県ツキノワグマ出没対応マニュアル」（石川県）
- 「福井県ツキノワグマ人身被害防止対応マニュアル」（福井県）
- 「危害を及ぼすおそれのある野生の大型獣が市街地等に出没した場合等の現場対応に係る関係機関の役割分担に係る指針について」（広島県）
- 「ツキノワグマ対応指針」（徳島県）

(2) 想定訓練等の実施

警察本部、警察署、都道府県、市町村、猟友会などによる想定訓練を行うことがとても有益です。

警職法第4条第1項を適用した対応は、現実・具体的に危険が生じ特に急を要する状況であれば、熊以外の動物（野生動物であるか否かを問わない。）であっても可能ですので、猪を含め、実際に当該地域で予想される対象動物に応じた想定訓練等を実施することが必要です。

〔ツキノワグマ出没想定実地研修の開催（石川県）〕

石川県では、令和2年8月27日、こまつドーム（石川県小松市）において、石川県、石川県内の市町、石川県猟友会、石川県警察本部、小松警察署の担当者による「ツキノワグマ出没想定実地研修」を開催し、「石川県ツキノワグマ出没対応マニュアル」等について研修を行うとともに、ツキノワグマ出没想定訓練（警職法第4条第1項の適用を想定した訓練）を実施した。

(3) 担当者の教養の実施

都道府県警察では、熊等の出没が想定される地域において、警職法第4条第1項に基づく命令を行うことが想定される全ての警察官に対し、同項の解釈、命令を行うことができる具体的な状況等に関する教養を実施しておくことが必要です。

(4) 受傷事故防止対策

警察官による動物の対応においては、熊による被害の可能性のみならず、例えば、猪の犬歯による被害の可能性など、各種の危険が伴うことを十分認識し、必要な装備品の準備を含め、あらかじめ受傷事故防止対策に万全を期す必要があります。

2 熊等の出没後の対応

(1) 関係機関・団体との迅速な連絡及び連携

ア 熊等が出没した場合、事前に整備した連絡体制に基づき、関係機関・団体に対する迅速な連絡を行います。

イ 令和元年の適用事例をみると、熊等の認知後速やかに、連絡体制に基づいた適切な連絡がなされています（例：「警察→市町村→猟友会」、「市町村→警察・猟友会」、「猟友会→市町村・警察」）。

〔関係機関・団体への迅速な連絡（事例）〕

- 警察署において、目撃者からの通報により、猪の出現を認知した後、速やかに警察署から市役所へ、市役所から猟友会へと連絡が行われた。
- 警察署において、目撃者からの通報により、熊の出没を認知した後、速やかに警察署から市役所へ、市役所からハンターへと連絡が行われた。

(2) 地域住民の安全の確保

関係機関・団体と連携し、交通の規制、周辺住民の避難・誘導、学校等への連絡を行うなど、あらかじめ周囲の安全を確保し、猟銃の発射に伴う危険を防止する必要があります。

(3) 関係機関・団体との対応方針の確認

ア 警職法第4条第1項に基づく命令を行うこととなる警察官は、現場に集まった都道府県や市町村の職員、ハンター等との間で、周囲の安全確保や猟銃の発射に伴う危険の防止を図るため、対応方針を確認する必要があります。

イ 令和元年の適用事例をみると、熊等の出没現場において、市町村職員、ハンター、警察官等との間で、安全確保を最優先とした対応方法の協議（例：熊等の出没に関する情報提供（広報）、熊等の出没現場付近からの住民の避難誘導等）や猟銃を使用する以外の方法を含めた対応方針の検討・確認（例：熊等の追い払い、箱わなや麻酔銃の使用等）が速やかに行われています。

〔関係機関・団体との対応方針の確認（事例）〕

- 警察官等が民家敷地内において猪2頭を発見したものであるが、市職員、ハンター、警察官で駆除方法を検討・確認し、金属棒を叩いて山側の畑に移動したところで、警察官がハンターに命じ、猪を駆除した。
- 警察官が民家敷地内において猪1頭を発見したものであるが、市職員、ハンター、警察官等で対応方針を協議し、箱わなや網による捕獲は危険性が高く、麻酔銃の使用は暴れ出す可能性が高かったほか、猪が勢いよく移動し、興奮状態であったことから、警察官がハンターに命じ、猪を駆除した。

(4) ハンターの選定

ア 警職法第4条第1項に基づく命令を行うに当たっては、警察官は、**猟銃の扱いに熟練したハンターを選定**することが必要です。

イ 平素から、関係機関・団体と連携し、地域ごとに、「**猟銃の扱いに熟練したハンター**」を把握・選定しておくことが重要ですが、急遽、現場において、ハンターを選定しなければならない場合には、**熊等の駆除を目的として編成された捕獲隊、駆除班、クマレンジャー隊等と話し合い、適切なハンターを選定**する必要があります。

(5) 猟銃の発射に伴う危険の防止

ア 令和元年の適用事例をみると、場所別では、一般住宅を含む建物屋内、建物敷地内、住宅付近といった、**人が現住する建物やその付近での適用事例が6割以上**を占めており、**猟銃の発射に伴う危険の防止に特段の注意**が必要です。

イ 猟銃の発射に当たっては、例えば、**猟銃の弾丸が建物等を貫通して事故に至る可能性**があることを考慮しながら、**矢先の安全を確認**する必要があります。

この点に関し、熊が木に登っていた場面で、高所から地面をバックストップにして発射した事例もあります。

また、住宅街では、**跳弾の危険性**をよく考慮する必要があり、付近の地形・地物の状況によっては、跳弾の方向が不定になるので注意が必要です。

〔猟銃の発射に係る危険防止〕

○ **矢先の安全不確認（水平射撃等の抑制）**：平地では、銃を水平に発射すると、やぶ陰等の見えないところにいる人に直射して事故になることがあります。また、山の斜面等に沿って撃ち上げたり、撃ち下ろしたりする場合も同様の事故の可能性もあります。

単弾（ライフル弾・スラッグ弾）は、射程距離が長く威力が大きいことから、バックストップ等安土に向けて撃つことが原則です。

○ **跳弾**：跳弾は、次のような状況で発生していますので、**発射する場合には、周囲の地形地物等の状況に配慮**することが大切です。

- ・ **水面**：発射された弾と水面との角度が13度以下になると跳弾の危険性が高くなり、また、水面の反発力によって飛距離が伸びるので注意が必要です。
- ・ **岩・石・竹林等**：跳弾の危険性が高く、また、跳弾の方向が不定になるので注意が必要です。

「**猟銃等の取扱いと事故防止**」『**猟銃等取扱いの知識と実際**』（一般社団法人全日本指定射撃場協会、2020）P17-20（抜粋）（太字引用者）

(6) 猟銃の覆いかぶせ・実包装填

銃砲の所持許可を受けた者は、銃刀法第10条第4項の規定により、銃砲を携帯・運搬する場合においては、銃砲を発射できる場合を除き、銃砲に覆いかぶせ、又は銃砲を容器に入れなければならないとされ、また、同条第5項の規定により、銃砲を発射できる場合を除き、銃砲に実包を装填しておいてはならないとされていますが、住宅街に現れた熊を駆除するために出動要請を受けたハンターは、緊急避難の措置又は警職法第4条第1項に基づく命令に従い猟銃を使用して熊を駆除する上で必要であると合理的に認められる範囲で、当該猟銃の覆いを外すこと、実包を装填することが可能です。

具体的なタイミングについては、個別具体の状況に応じて判断されることとなりますが、この点について疑義がある場合には、あらかじめハンター等との間で打ち合わせておくことが望まれます。

(7) 警職法第4条第1項の適用の判断

ア 警職法第4条第1項を適用するためには、「危険な事態がある場合」であり、かつ「特に急速を要する場合」に「危害防止のために通常必要と認められる措置」として行われることが必要となります。

イ 現実・具体的に危険を生じ特に急を要する場合に当たるかどうかは、個別具体の状況に応じて判断する必要がありますが、人的被害が既に発生している必要はありません。(8)でも述べますが、熊が急襲するケースも発生しているところ、これまでに住宅街で熊がとってきた行動パターン等も考慮しながら、状況に照らし、警職法第4条第1項を適用できるかどうかを判断することが重要です。

ウ 警職法第4条第1項に基づく命令を行うに当たっては、実際に猟銃を使用するハンター、熊等の捕獲を担当する自治体の職員等からよく話を聞いた上、判断することが重要となります。ただし、警職法第4条第1項に基づく命令は、警察官の判断により行わなければならないことに注意しなければなりません。また、命令は、警察官がハンターに対し、明示的に命じることが必要です。

エ 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可捕獲は、都道府県知事等から許可を受けた鳥獣の種類及び数量、捕獲の目的、期間、区域、方法等の範囲内で行うことができるとされているところ、警職法第4条第1項に基づく命令は、許可捕獲の可否に関わりなく、現実・具体的に危険を生じ特に急を要する場合であれば行うことができますので、緊急性・危険性の高い現場においては、この点に留意し、迅速かつ適切な判断をする必要があります。

〔令和元年の適用事例（警職法第4条第1項の適用の判断）〕

- 警察官が小学校の敷地内で熊を発見したものであるが、山までの距離が相当あり、熊を追い返すことが困難であった。熊は校舎西側の木に登っており、近くの窓ガラス2枚が破壊されている等の状態であった。
- 警察官等が墓地で熊を発見したものであるが、熊は木に登り、追い払う方向が

限定できず、監視中の者に接近する状況にあった。

- 警察官等が民家の敷地内で猪を発見したものであるが、猪は近隣の住宅の庭や畑をうろつき、農作物を荒らす状況で、金属棒を叩いて山方向への追い払いを試みようとするも、向かってくる素振りであった。
- 警察官が民家の敷地内で熊を発見したものであるが、現場付近には中学校及び小学校が位置し、生徒に危険が及ぶおそれがあり、また、熊は畑内を動き回り、警察官等の様子を窺いながら、襲いかかりそうな状況であった。
- 警察官が、土堤上で熊を発見したものであるが、熊は民家付近を2日以上も徘徊して山に戻る気配がなく、民家に侵入する危険性があった。
- 警察官等が里道で猪を発見したものであるが、猪は、長時間、くくりわなにかかって興奮状態になっており、激しく暴れているため、くくりわなが外れてもおかしくない状態であった。

(8) 熊等による被害の発生防止

ア 令和元年の適用事例のうち、ハンターや警察官が負傷した事例が2件ありました。

〔令和元年の負傷事例①〕

警察官等が旅館敷地内で熊を発見し、警戒していたところ、熊は旅館敷地内から川に移動した。熊は川から陸に這い上がった後、藪に入ったことから、ハンターが近づいたところ、熊が藪から飛び出し、ハンター2名、警察官1名を襲って重軽傷を負わせた。その後、警察官がハンターに命じ、熊を駆除した。

熊を目視で確認できている状況にあっても、熊が急に襲いかかってくる可能性もあることを念頭に置く必要があります。その上で、**不用意に近づくことなく、安全な距離を保つ**必要があります。

〔令和元年の負傷事例②〕

町役場から警察署への通報により、熊の出没を認知した。

町役場職員、ハンター、警察官による検索を実施していたところ、熊が雑木林から飛び出し、警察官2名に襲いかかってきた。その後、警察官がハンターに命じ、熊を駆除した。

雑木林のような見通しの悪い場所では、熊が突然飛び出して襲いかかってくる可能性があることも念頭に置く必要があります。

熊の発見・捜索時の対応については、環境省のWEBサイト等を参照し、被害の発生防止に努める必要があります。

【参考】

- 環境省WEBサイト「熊に関する各種情報・取組」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>
- 環境省WEBサイト「クマ類出没マニュアル クマが山から下りてくる」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

イ 令和元年の適用事例では、熊等の追い払い、鳥獣保護管理法の許可捕獲、麻酔銃の使用等、猟銃の使用以外の方法についての検討に相当時間を要した事例も見受けられました。検討時間の経過とともに危険性が高まることに十分留意しつつ、適切に判断する必要があります。

(9) ハンターの刑事責任

ハンターに対しては、「ハンターが警職法第4条第1項に基づく警察官による命令に忠実に従い、危害防止のため通常必要と認められる措置として猟銃により当該熊等を駆除すること」について、ハンターが刑事責任を問われることはないことを十分に周知しておく必要があります。

3 ハンターによる緊急避難の措置としての駆除

- (1) 警察官よりも先にハンターが現場に臨場する事態も想定されるところ、当該ハンターの判断により、緊急避難（刑法第37条第1項）の措置として熊等を猟銃を使用して駆除することは妨げられません。

刑法(明治40年法律第45号)

(緊急避難)

第37条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務のある者には、適用しない。

- (2) 緊急避難の措置についても、ハンターが状況に応じ適切に行動できるよう、十分に周知しておく必要があります。

〔都道府県のマニュアル等（例）〕

- 警察官よりも先に捕獲隊員等が現場に臨場した場合、当該捕獲隊員等の判断により、緊急避難（刑法第37条第1項）の措置として猟銃を使用することは妨げられない。【「福井県ツキノワグマ人身被害防止対応マニュアル」（福井県）】
- ツキノワグマによる人身被害が現に発生しているか、また、人家周辺など、人間の生活域において発生するおそれが極めて高く、鳥獣保護法第9条に基づく捕獲許可が、時間的・物理的に不可能な場合は、警察官職務執行法第4条第1項に基づく警察官の命令又は刑法第37条第1項に基づく緊急避難により捕獲できるものとする。【「ツキノワグマ対応方針」（徳島県）】

第3 令和元年中における警職法第4条第1項の適用状況について

1 都道府県別

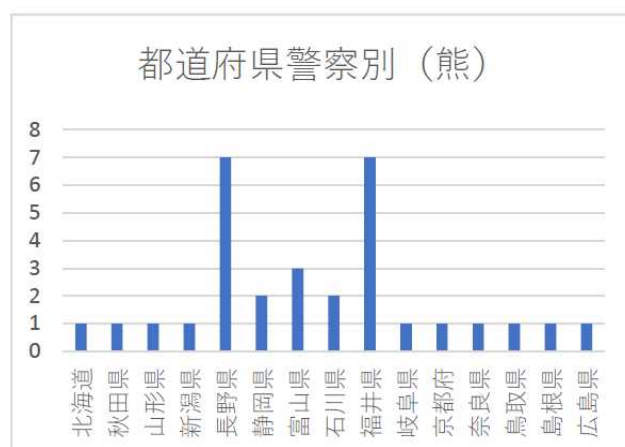
警職法第4条第1項の適用事例は、1道1府13県の合計37件であり、都道府県別では、以下のとおりです。

〔全体（1道1府13県合計37件）〕

- ① 長野県 9件
- ② 福井県 7件
- ③ 富山県、広島県 各3件
- ⑤ 新潟県、静岡県、石川県、島根県 各2件
- ⑨ 北海道、秋田県、山形県、岐阜県、京都府、奈良県、鳥取県 各1件

〔うち熊（1道1府13県合計31件）〕

- ① 長野県、福井県 各7件
- ③ 富山県 3件
- ④ 静岡県、石川県 各2件
- ⑥ 北海道、秋田県、山形県、新潟県、岐阜県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、広島県 各1件

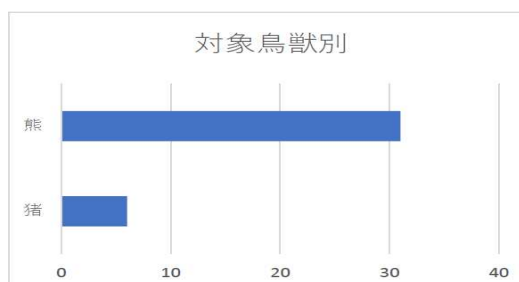


※ 四国・九州・沖縄地方における適用事例はありませんでした。

2 対象鳥獣別

対象鳥獣別では、次のとおりです。

順位	対象鳥獣	件数 (%)
①	熊	31件 (83.8%)
②	猪	6件 (16.2%)
計	—	37件 (100.0%)



※ 熊（ヒグマ、ツキノワグマ）の適用事例が8割以上となっています。

3 月別

月別では、次のとおりです。

月別	件数 (%) [全体]	件数 (%) [うち熊]
1月	1件 (2.7%)	0件 (0.0%)
2月	1件 (2.7%)	1件 (3.2%)
3月	2件 (5.4%)	1件 (3.2%)
4月	1件 (2.7%)	1件 (3.2%)
5月	1件 (2.7%)	1件 (3.2%)
6月	4件 (10.8%)	4件 (12.9%)
7月	4件 (10.8%)	4件 (12.9%)
8月	2件 (5.4%)	2件 (6.5%)
9月	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)
10月	4件 (10.8%)	4件 (12.9%)
11月	10件 (27.1%)	9件 (29.1%)
12月	7件 (18.9%)	4件 (12.9%)
計	37件 (100.0%)	31件 (100.0%)

※ 10月から12月までの間で5割以上となっています。

4 場所別

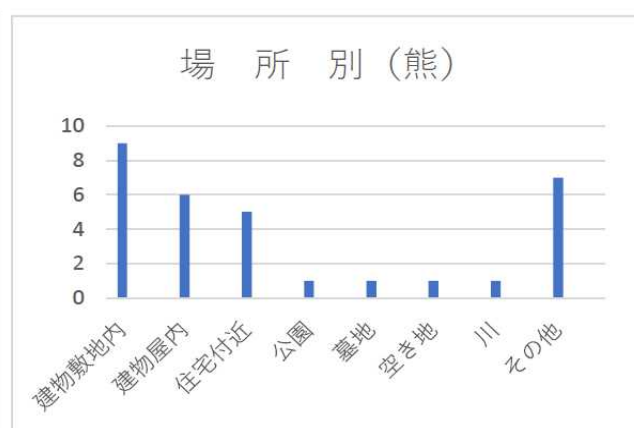
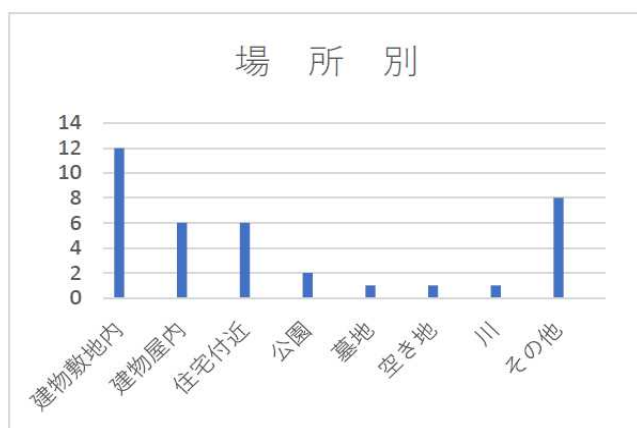
場所別では、次のとおりです。

[全体]

順位	場所別	件数 (%)
①	建物敷地内	12件 (32.5%)
②	その他	8件 (21.6%)
③	建物屋内、住宅付近	各6件 (16.2%)
⑤	公園	2件 (5.4%)
⑥	墓地、空き地、川	各1件 (2.7%)
計	—	37件 (100.0%)

[うち熊]

順位	場所別	件数 (%)
①	建物敷地内	9件 (29.1%)
②	その他	7件 (22.6%)
③	建物屋内	6件 (19.4%)
④	住宅付近	5件 (16.1%)
⑤	公園、墓地、空き地、川	各1件 (3.2%)
計	—	31件 (100.0%)



※ 一般住宅を含む建物屋内、建物敷地内、住宅付近で合計64.9%であり、人が現住する建物やその付近が6割以上となっています。

5 銃種別

銃種別では、次のとおりです。

順位	銃種別	丁数 (%)
①	ライフル銃以外の猟銃	28丁 (71.8%)
②	麻醉銃	6丁 (15.4%)
③	ライフル銃	5丁 (12.8%)
計	—	39丁 (100.0%)

